

金融庁の組織拡充・再編の概要

総合政策局秘書課 課長補佐 加藤 高史

係長 桐山 祐貴

係員 入江 優斗

金融庁の組織再編について

金融庁では、近年、資産運用立国の実現、一部金融機関による不祥事や不正への対応、生成AI等の新たなデジタル技術を用いた金融サービスへの変革等、金融監督上の新たな課題が生じています。

そこで、これらの課題に対応するため、本年夏に金融庁の組織再編を行い、監督局の所掌範囲が過大にならないよう適正に見直すことにより、きめ細かく効率的・効果的な監督業務を進めていくための環境を整えることとしました。

以下では今回予定している組織再編のポイントを紹介します。

1. 各分野のビジネスの発展やイノベーションの促進を図り、それぞれの監督・モニタリングの高度化を進める

現在の総合政策局を「資産運用・保険監督局」に再編し、近年重みが増す資産運用業及びアセットオーナーでもある保険業に対する監督の連携強化を行います。

次に、監督局を「銀行・証券監督局」に再編し、銀行業・証券業の実態を踏まえた、グループベースでの監督の高度化を図ります。

加えて、マネー・ローンダーリングや金融機関へのサイバー攻撃への対応等といった専門的横断テーマを担当し、両監督局と連携して業務を行う総括審議官を、「監督総括審議官」に名称変更を行い、役割の明確化を行います。

また、金融分野におけるデジタル技術の進展への対応等のため、新たに参事官1人（課長級）、室長1人を設置します。

2. 金融庁が不断に進化し続けるための体制を強化する

「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」の設置に伴い、これまで総合政策局で担ってきた全庁的な金融行政の立案・総合調整機能については、新たに官房部門を担当する次長（局長級）を設置し、ここで担うこととなります。

また、既存の参事官（課長級）を課長に名称変更する形で、国際課、信用課、郵政金融課、資金決済課、暗号資産・ステーブルコイン課を新たに設置します。

なお、これらの局及び課の名称については、今後予定している関係政令の改正により、最終的に確定することとなります。

令和8年夏における金融庁の組織拡充・再編

